

第10回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成21年 7月 3日(金) 17:30～19:35
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 委員 宮本委員長、岡原委員、小澤委員、見波委員、山内委員

4. 議事概要

- ・4月17日に開催した第9回の助成委員会において継続審議となった案件4件について事務局より説明を行った後、再度、審議を行った。
- ・東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社から経営努力要件適合性の認定申請を受けている下記の14件に関して、経営努力要件適合性について審議を行った。
- ・12月24日に開催した第8回助成委員会において継続審議となった案件について、事務局より説明を行った。

〔議事〕

(1) 審議事項

第9回委員会からの継続審議案件

- 〔議題1〕 関係機関との協議による土砂運搬先及び運搬経路の見直し
- 〔議題2〕 本線線形変更に伴う通信ケーブル敷設方法の見直し
- 〔議題3〕 交通管理者との協議による中央分離帯構造の見直し
- 〔議題4〕 地元との協議による環境対策施設の見直し

新たな審議案件

- 〔議題5〕 地元との協議による盛土形状の見直し
- 〔議題6〕 舗装合材を生産する仮設プラントの設置位置の見直し
- 〔議題7〕 関係機関との協議によるトンネル坑口部の構造見直し
- 〔議題8〕 関係機関との協議による機能復旧道路の計画見直し(跨高速道路橋を取付道路に見直し)
- 〔議題9〕 水平支承を設置することによる制振構造の採用
- 〔議題10〕 既設アーチアバットの有効利用
- 〔議題11〕 地元との協議による効率的な転石処理
- 〔議題12〕 跨高速道路橋の下部工の埋戻しに改良盛土工と植生工の採用
- 〔議題13〕 特定有害物質の不溶化対策による発生土の有効利用
- 〔議題14〕 産業廃棄物(ペーパースラッジ)の安定処理による有効利用
- 〔議題15〕 付加車線事業における門型標識構造の工夫
- 〔議題16〕 張出し架設工法における移動作業車の組立解体を省略

〔議題 17〕 波形鋼板ウェブ橋の側径間部における波形鋼板ウェブの先行閉合

〔議題 18〕 盛りこぼし橋台盛土部のゾーニング設計による材料規格の見直し

第8回委員会における課題事項

〔議題 19〕 早期供用に係る助成対象の整理

議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・会社の努力は、主体的な努力ではなく、側方支援的であると考えられる。(委員)

議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・品質を確認した上で、当初から検討すべきものであると考えられる。(委員)

議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・交通管理者との協議は、非常に大変であることは理解する。(委員)
- ・しかしながら、当初から現場を見てから判断するとの協議経緯であったことを踏まえれば、特段の努力としては、認め難い。(委員)

議題4について、設計協議締結後に変更を行なったことは運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。認定する会社の経営努力の範囲は設計条件の変更による構造の見直しであるため、縮減額の半分相当とする。

主な意見は以下のとおり。

- ・設計条件の変更による構造の見直しは、当然行なうべき見直しであると考えられるので、縮減額全額に相当するものを会社の経営努力と認定することに疑問が残る。(委員)
- ・一度締結している確認書を、再度地元協議を実施して変更することは、大変な労力を要することから大きな努力がある。(委員)
- ・過去の審議案件で同様の内容の案件が無いが事務局で再度確認の上、再審議を行うかを次回の委員会にて報告を行うこと。(委員)

議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題6について意見が分かれたため、出席委員の多数決にて決定し、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・当初の会社側のリスクと、それに見合うリターンバランスが大事であり、会社ガリスクを取る場合がある

のであれば、工費が安くなったものは認めるべきである。(委員)

- ・非常に厳しい工程管理の中で、仮設プラントを変更したことは、特段の努力として評価すべきと考えられる。(委員)
- ・合併施行中での対応であり、通常の施工計画、工程管理の範囲を大きく上回る努力とまでは言えないと考えられる。(委員)

議題7から12までについて、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題13及び14について、今後も随時必要なモニタリングを確実にを行うことを条件に、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題15から18までについて、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題19については、下記の意見を踏まえて、次回以降の委員会において再度審議することとする。
主な意見は以下のとおり。

- ・早期供用による助成は、社会的便益に寄与すると理解出来る。(委員)
- ・早期供用による金利の縮減に対する助成金の算定は、償還計画に影響を与えない範囲であることも理解出来る。(委員)

以 上